第 6653 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刼・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2021年)令和3年 4月 1日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 令和３年ふるさと納税が簡素化

Q：令和３年の確定申告から、ふるさと納税の手続が簡素化されるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

これまでふるさと納税（寄附金控除）の適用を受ける場合は、確定申告書に特定寄附金の受領者が発行する寄附ごとの「寄附金の受領書」の添付が必要でしたが、令和３年分の確定申告からは、特定寄附金の受領者が地方団体であるときは、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付すればいいこととなりました。

「寄附金控除に関する証明書」を発行することのできる特定事業者とは、地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者であって、特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができると認められるものとして国税庁長官が指定した者をいいます。

特定事業者は、寄附金控除に関する証明書を①運営するポータルサイトから電子データで提供する方法、②郵送などの方法で発行し、寄附金控除に関する証明書の提供を受けた寄附者は、①e-Taxのよる方法や②証明書を確定申告書に添付する方法で確定申告を行うことになります。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】